

|          |   |
|----------|---|
| 法律名      | アルコール事業法  |
| 施行年      | H13年 改正H17年   |
| 目的       | この法律は、アルコールが広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠であり、かつ、酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止に配慮しつつ、アルコールの製造、輸入及び販売の事業の運営等を適正なものとすることにより、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（第一条）   |
| 対象者      | アルコールの製造・輸入・販売を業として行おうとする者、アルコールを工業用として使用する者  |
| 規制対象事業規模 | 特になく、少量でも規制対象   |
| 規制内容     | <p>① アルコールとは、「アルコール分（温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう）が九十度以上のアルコール」（第2条）である。</p> <p>② まず、生産量に係わらずアルコールを製造する場合は、経済産業大臣の許可が必要（第3条）、許可がなければ製造できない（第4条）。</p> <p>③ 許可申請項目は次の通り（第3条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 商号、名称又は氏名及び住所</li> <li>二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所</li> <li>三 未成年者（営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人（アルコールの製造に係る事業に関し代理権を有する者に限る。）の氏名、商号又は名称及び住所</li> <li>四 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所</li> <li>五 主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地</li> <li>六 製造場及び貯蔵所ごとの設備の能力及び構造</li> <li>七 事業開始の予定年月日</li> <li>八 その他経済産業省令で定める事項</li> </ul> |

- ④ 許可の基準は、経理的基礎及び技術的能力、アルコールの数量の管理のための措置が経済産業省令で定める基準に適合、アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと、の3つ（第6条）。
- ⑤ 事業開始は2年以内にするよう定められている（第12条）。
- ⑥ 事業の譲り渡し・相続・合併・分割のときは、事業を継承する相続人・法人が事業者を承継できる（第7条）。
- ⑦ 帳簿を備えて、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない（第9条）。
- ⑧ この法律の条文に違反したり、酒税法に違反して罰金刑以上の刑を受けたり、2年以内に事業を開始しなかった場合は、取り消し・事業の停止を命じられることがある（第12条）。
- ⑨ アルコールの販売を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないが、製造事業者又は輸入事業者が自ら製造又は輸入したアルコールを販売するときは、販売事業許可是いらない（第21条）。販売事業者、製造事業者、又は輸入事業者でなければ、アルコールを譲渡してはならない。また、販売、製造、輸入事業者は、許可事業者以外の者へアルコールを譲渡してはならない（第22条）。
- ⑩ アルコールを工業用として使用する事業所は経済産業大臣の許可がいる（第26条）ので、自身が原材料の一部として使用する場合（ガソリンに混ぜて売る場合など）は許可申請の必要があり、販売先が工業用として使うケースでは、許可が必要なことを相手に知らせた方がよい。
- ⑪ 許可の申請項目は以下の通り（第26条の2）。
- 一 商号、名称又は氏名及び住所
  - 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
  - 三 未成年者又は成年被後見人、被補佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人（アルコールの使用に関し代理権を有する者に限る。）の氏名、商号又は名称及び住所
  - 四 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
  - 五 主たる事務所の所在地並びにアルコールの使用施設及び貯

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>蔵設備の所在地</p> <p>六 使用施設ごとのアルコールの用途及び使用方法並びに使用設備の能力及び構造並びに貯蔵設備ごとの能力及び構造</p> <p>七 使用の時期</p> <p>八 その他経済産業省令で定める事項</p> <p>⑫ 許可基準は、アルコールの数量を適確に管理できる、アルコールの数量の管理のための措置が基準に適合する、アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと（第28条）。</p> <p>⑬ 事業の継承等は製造事業許可に同じ（第29）。</p> |
| 備考       | アルコールを使用、製造する場合はチェックしクリアしなければならない。  |
| 資源分類     | 製材工場等残材、食品廃棄物、水産物残差、林地残材、農作物非食用部  |
| 利用技術分類   | 高分子成分分離、工業原料化   |
| ビジネスプロセス | 事業計画、事業許可、生産、在庫・流通管理、販売   |
| 関連法      | 酒税法、消防法   |